

判決要旨

平成 17 年(ワ)第 68 号 損害賠償請求事件

原告：仙波敏郎

被告：愛媛県

●主文

- 1 被告は、原告に対し、100万円を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

●事案の概要

本件は、偽造領収書の作成を手段とした愛媛県警察における捜査費等不正支出問題を内容とする記者会見をした同警察警察官である原告が、上司らにより違法に記者会見を妨害され、記者会見を行ったことに対する報復目的で違法にけん銃保管、配置換及び勤勉手当の減額の処置を受けたと主張して、被告に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、慰謝料 100 万円の支払を求めた事案である。

●争点

- (1) 記者会見妨害行為の存否及び違法か否か（争点 1）
- (2) 本件けん銃保管が違法か否か（争点 2）
- (3) 本件配置換が違法か否か（争点 3）
- (4) 勤勉手当減額が違法か否か（争点 4）
- (5) 損害額（争点 5）

●当裁判所の判断

1 争点 1 について

- (1) 原告は、平成 17 年 1 月 13 日、同月 19 日及び同月 20 日において、本件記者会見を取りやめるように説得した木下らの行為等（以下、それぞれ「13 日における説得行為等」、「19 日における説得行為等」、「20 日における説得行為等」ということがある。併せて「本件説得行為等」ということがある。）が違法であると主張する。

(2) 裁判所の認定した事実の概要は以下のとおりである。

ア 原告が本件記者会見を決意するに至った経緯

(ア) 原告は、正義を実現する職業である警察官が自分の性格に合うと思ったことなどを動機に警察官を志望し、昭和42年4月に愛媛県警察官になった。原告は、昭和48年に巡査部長となってから平成3年ころまで、概ね異動があるたびごとに、上司から住所と氏名が記載されたメモを渡されそれを領収書に書き写すように指示された(以下「本件領収書作成」という。)。原告は、本件領収書作成は偽領収書の作成であり、不正行為であると考えたことなどから前記上司の指示を拒否し続けてきた。原告は、昭和55年ころ、警部補の昇任試験を受けた際、上司から本件領収書作成をしない原告は④に当たり試験には受からない旨の発言を受けたことがある。なお、原告は、現在に至るまで警部補昇任試験に合格していない。

(イ) 原告は、オンブズえひめの会合に出席し、本件捜査費問題は警察による犯罪行為でありこれをなくしたいと思っていたことや、本件捜査費問題に関連して私腹を肥やしてきた幹部や本件領収書作成を拒否してきたことで不利益扱いを受けてきたという思いに対する不満があったことに加え、弁護士や一般市民もこの問題を根絶したいと考えていることに感動し、本件捜査費問題を告発する方向で打ち合わせを行った。

イ 平成17年1月13日における原告と木下課長のやりとり

(ア) 木下課長は、大石総務室長からの指示を受け、13日、原告を誘って、同日午後5時30分ころから午後6時30分ころまで、喫茶店で夕食をとり、その席で、原告に対し、記者会見を行うのかその真否を聞いた。原告は、まだ迷っている旨返答するとともに、木下課長に対し、記者会見を行ったら異動になるか聞いた。木下課長は、在職期間からみて異動の対象だが残留を希望するということで要望しておく旨答えた

ウ 平成17年1月19日における原告と木下課長らのやりとり

- (ア) 原告は、同月19日午後5時過ぎころ、木下課長から、「明日誰かが記者会見するという情報が入った。元大洲職員に確認したが、元大洲職員はしないと言っている。お前がするのか。」との質問を受けた。原告は、まだ決めていないが今から弁護士事務所へ行く旨答えたところ、木下課長は、記者会見を行うなら栗野本部長に報告しなければならないから、事前に報告するよう求め、原告もこれを了承した。
- (イ) 原告は、弁護士事務所に行く前に、愛媛県警本部の8階廊下で出会った同期の鷹羽調査官に対し、世話になったというような言葉を掛け、その後電話で20日にあることを行う旨伝えた。鷹羽調査官は、上記原告とのやりとりを木下課長に伝えた。
- (ウ) 木下課長は、原告が弁護士事務所へ向かったことや上記鷹羽調査官とのやりとりを栗野本部長に伝えた。木下課長は、栗野本部長の指示等を受けて、二宮義晴警務課長及び鷹羽調査官と三人で、記者会見に関して原告の真意を聞き出すために原告を愛媛県警本部に呼び戻して面談することになった。
- (エ) 木下課長は、弁護士事務所で記者会見に関して打ち合わせを行っていた原告の携帯電話に連絡し、栗野本部長から原告を本部に引き戻すように言われたので愛媛県警本部にすぐに帰ってくるように伝えた。原告は、弁護士事務所での会議が終了してから本部へ戻る旨答えた。
- (オ) 原告は、木下課長の求めに従い愛媛県警本部8階にある地域課に戻り、木下課長、二宮及び鷹羽調査官の3名と面談した。その際、木下課長らは、「お前が記者会見をしたら県警は1年間は立ち直れない。お前を警察鉄道隊に残すこととしたから記者会見を止めてくれ。」などと、本件記者会見を取りやめるよう強く説得した。これに対し、原告は、「今、蓋をしたら、県警は一生立ち直れない。」などと述べて説得に応じない

態度を示した。

(カ) また、19日の面談の中で、原告の息子の刑事事件について話が及んだ。木下課長に対し、妻の葬儀に参列してくれたことに恩義を感じていること、妻の墓参りをすませ次男や三男らとも別れを告げてきたので思い残すことは何もないこと、長男の刑事事件を担当した捜査官には強い不満を持っており許すことはできない旨を話した。

(ク) 19日の面談は午後11時ころまで続き、原告は、木下課長らの会見を中止して欲しいとの説得には応ずることなく、また記者会見を行うか否かについて確定的な返答をすることなく地域課を後にした。面談行為の終了前、木下課長は、原告に対し、記者会見をやるのであれば栗野本部長に連絡する必要があるので事前に連絡して欲しい旨頼んだ。

(ケ) 木下課長は、原告との面談終了後、栗野本部長に原告の状況を報告するとともに、また明日様子を確認する旨伝えた。

エ 平成17年1月20日の経緯等

(ア) 木下課長と鷹羽調査官は、20日早朝原告宅に向かい、午前7時30分前ころ原告宅に電話し、電話に出た原告の親族から原告は不在である旨告げられたが、午前7時30分過ぎころには、原告宅を訪れて上記原告の親族に原告の所在を尋ねた。

(イ) 木下課長は、午後零時前ころから3度にわたって原告の携帯電話に連絡し、留守番電話に記者会見を行うか否かを連絡するよう依頼する旨の伝言を残した。

(ウ) 栗野本部長は、20日の日刊紙朝刊に、愛媛県警の捜査費等不正支出問題で現職警察官が証言した旨の記事が掲載されていたことや、20日に原告が捜査費等不正支出問題に関して記者会見を行う可能性があるとの報告を受けていたことから、午前11時15分ころ、加戸知事と面会し、上記記者会見が行われる可能性があること、内容をみて調査した上

県民に対する説明責任を果たしたいといふような説明をした。

(エ) 原告は、木下課長に電話で連絡し、午後1時30分から記者会見を行うことを伝えた。木下課長は、栗野本部長から加戸知事には既に伝わっている旨答えて電話を切った。

オ なお、被告は、木下課長らは19日における原告との面談の中で記者会見をやめるようにとの説得はしなかったというが、やめるように説得されたとされる原告の証言は具体的で迫真性があるし、本件捜査費問題に関する当時の愛媛県警の状況や栗野本部長の立場などを考慮すると、説得しなかったというほうが不自然であり、到底信用できない。また、木下課長や鷹羽調査官は、20日の早朝、自傷他害のおそれを考慮して原告宅を訪れた旨証言しているが、本件記者会見前後における木下課長らの行動等、殊に、本件記者会見前に原告の携帯電話に残した伝言の中では原告の安否に関して全く触れられていないこと、本件記者会見後は本件けん銃保管を行っただけで特に原告の安否を気遣うような行動をしていないことに照らせば、上記証言は採用できない。

(3) 前記認定事実によれば、本件説得行為等は、本件捜査費問題に関し現職の愛媛県警警察官である原告が記者会見を行うという風聞に基づき、栗野本部長ら上司の指示を受けた木下課長らが、いわゆる内部告発に関する情報を収集する過程で行われたものと認められるから、「公権力の行使」として「職務を行う」につきなされたものであることは明らかである。

そして、愛媛県警察官あるいは原告の上司として、記者会見が行われることによる影響などを考慮の上、上記記者会見に関する情報収集を行うことや記者会見を行うことについて冷静な判断を求めるよう説得を行うことが一切許されないわけではないが、本件記者会見は、現職の警察官である原告が、警察内部において裏金作りが行われていたことを公表するもので、いわゆる内部告発に当たり得るのであり、その内容が真実であり告発方法も相当であ

るような場合は、理由なく妨害されてはならないというべきであるから、本件説得行為等が「違法」となるかは、内部告発内容の真実性、告発の目的、告発の手段・態様の相当性に照らして説得行為の必要性、相当性、説得行為により侵害される権利又は公益の程度などを総合的に考慮して判断すべきである。

- (4) 前提事実及び認定事実によれば、北海道警等で捜査報償費等が組織的に不適切に執行されていることが明らかになるなど全国的に警察内部において裏金作りが行われていることが問題視されていたこと、元警察職員の裏金内部告発を発端に大洲署で不適切な会計処理がなされていたことが明らかになり大洲署以外における本件捜査費問題について内部調査が行われていたこと、原告が30年以上愛媛県警で勤務する警察職員であることなどを併せて考慮すると、本件内部告発内容の真実性を安易に否定することはできないところ、不正や犯罪を防止し取り締まるべき警察内部における会計処理の不正という告発内容自体の公益性や本件記者会見に至った経緯及び記者会見後における原告の行動などに照らすと、原告が息子の刑事事件の捜査に不満を持っていることや他の同期の同僚よりも昇進が遅れていることなどの事情を考慮しても、告発の目的が不当なものであるとはいえないであり、その告発内容の公益性に照らせば、マスメディアを集めて記者会見を行うという手段をとることも不相当とはいえない。これに対し、確かに、現職の警察官が裏金問題に関して記者会見を行うことの影響の大きさを考慮すると、発表する内容やその真実性を確認するために面談することや発表をやめるように説得すること自体の必要性は否定できないし、また13日の面談の際には何ら記者会見をやめるように説得するような発言はなかったのであるから、この時点の行為をとらえて違法ということはできないが、勤務時間終了後に職場に呼び出した上、原告の上司や同期2名で深夜近くまで記者会見をやめるように説得し、異動の話を持ち出して記者会見と異動との関連をほのめかすような発言

を行った19日における説得行為等や、記者会見当日に早朝から原告の自宅を訪れ、その所在を突き止めるべく奔走し、記者会見直前まで原告の携帯電話に連絡して記者会見をやめさせようとした20日における説得行為等は、説得行為としては相当性の程度を超えたものと評価せざるを得ないのであって、上記の内部告発の信憑性、目的、手段の相当性を総合的に考慮すると、19日における説得行為等及び20日における説得行為等は違法であるといわざるを得ない。

(5) これに対し、被告は、19日の面談は、記者会見の内容が職務上の秘密に及ぶものや誤った事実である可能性が高いと判断したためだから妨害には当たらない旨主張するが、上記認定事実のとおり、19日の面談の中で木下課長らが被告の指摘するような職務上の秘密に及ぶことや誤った事実である可能性があることを指摘したというような事情は全くうかがわれず、かえって、木下課長らは、原告が行う記者会見の内容を理解し、これをやめさせるための説得に終始していたことが推認できるから、被告の主張は採用できない。

2 爭点2について

(1) 原告は、本件けん銃保管は本件記者会見を行った原告に屈辱を与え、他の警察官に対する見せしめとするために行われたもので違法である旨主張し、これに対し、被告は、本件けん銃保管は、けん銃規範18条2項4号に基づいて行ったもので木下課長の判断に違法はない旨主張する。

(2) ところで、けん銃規範の定めを概観すると、けん銃規範は管理責任者にけん銃の管理及び監督について広範な権限と責任を与えており、それは、けん銃がその使用方法などによっては高度の危険性を有し、不適正な使用がなされた場合には重大な結果を招くおそれを考慮したからであり、けん銃の管理及び保管に関する管理責任者の判断は尊重されるべきであるから、けん銃規範18条2項4号の「亡失その他事故の防止のため、特に必要がある」か否かの判断についても、全くの事実の基礎を欠くか、又は社会通念上著しく妥

当性を欠き、裁量権の範囲を超える、又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法となるというべきである。

(3) 前提事実及び前記認定事実によれば、本件けん銃保管は、記者会見が行われた直後になされたものであり、前記2で述べたように木下課長らの説得行為等が違法であることや、20日の説得行為等について自傷他害のおそれを心配して原告の自宅を訪問したとの木下課長らの供述は信用できないこと、本件けん銃保管を契機に後記4で述べるとおり違法な配置換がなされていることにかんがみると、本件けん銃保管は、他の警察官に対する見せしめとしてなされたとの疑いもないではない。

しかしながら、息子たちや妻の墓に別れを告げたので思い残すことは何もない旨や長男の刑事事件担当捜査官に対する不満を述べる原告と面談し、本件記者会見の中で涙を流し「辞めるときは死ぬとき。」などの発言を行ったなどの原告の状況を伝え聞いた木下課長が、原告の精神状態が不安定であると判断したとしても不合理とはいえないこと、地域課鉄道警察隊において鉄道施設における警らや列車警乗による列車内の警戒など市民と直接接する職務に従事していた原告の顔が本件記者会見により周知され、衆人環視の的になる可能性があることなどを考慮して不慮の事故を想定したことも不合理とはいえないことなどの事情に併せ、けん銃保管の緊急性を総合的に考慮すると、「亡失その他の事故のため、特に必要がある」としてけん銃保管を行った木下課長の判断が、全くの事実の基礎を欠く、あるいは社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超える、又は裁量権を濫用してされたとまではいえない。

したがって、本件けん銃保管は違法ではない。

3 爭点3について

(1) 原告は、本件配置換は、告発行為を行った原告に対する報復人事あるいは他の警察官に対する見せしめとして、愛媛県警本部長の権限に基づいてなさ

れたもので違法である旨主張する。

(2) 裁判所の認定した事実の概要は以下は以下のとおりである。

ア 原告は、平成17年1月23日、愛媛県警本部において、本件記者会見に関して事情聴取を受けた後、木下課長と昼食をとった。その席で、木下課長は、原告からの異動の有無に関する質問に対して、「異動のことは、それはちゃんと、それはちゃんとわしが盾になるけん。」「現段階では残留ということでヒアリング出しどるけん。」と答えた。

イ(ア) 上甲部長は、同月24日午前9時20分ころ、原告に対し、生活安全部長室において、木下課長が病気で休暇を取得したため木下課長の権限を代わりに行使して、原告を地域課鉄道警察隊から地域課通信指令室へ異動させる旨告げた。

(イ) 原告は、上甲部長に対し、「報復人事ですか。」などと配置換の理由を質問した。上甲部長は、原告に対し、原告の職務経歴を考えた上で課内配置換であることを説明し、午前中は地域課鉄道警察隊で勤務し、午後からは地域課通信指令室へ移ることを告げた。

(ウ) 上甲部長は、同日昼ころ、原告に対し、生活安全部長室において、上野次長立ち会いの下、再度通信指令室への課内配置換通知を行い、正式な発令日等については、木下課長が出勤後に指示する旨を伝え、書類整理など課内配置換の準備を始めるよう指示した。

(エ) 木下課長は、同日、病気により休暇を取得しており、上記課内配置換を行うことを原告に通知することは知らされていなかった。なお、愛媛県警本部における所属長発令の係長以下の警察官に係る人事異動について、所属先は本部長が発令するが、所属内の配置は所属長が発令する旨の慣行があり、木下課長は、かつて、心臓に問題があり夜間勤務をさせることが困難な通信指令室員と地域課鉄道警察隊員とを相互に定期異動以外の所属長発令で所属内異動をさせたことがある。

ウ 原告は、異動の内示を受けたこと及びそれが報復人事である旨の記者会見を行った。

エ 木下課長は、警務課に対し、通信指令室企画係の新設を要望した。要望の結果、通信指令室企画係が新設され、木下課長は、それに合わせて原告を通信指令室企画係に配置換する辞令の決裁を行いった。同日、原告に対し、原告は県内各地の地理に精通しており、緊急配備箇所等の見直しに適任であること、けん銃保管をしているので署外勤務ができないこと、自殺及び他人を傷つける可能性があると判断し、これら行為へのけん銃の使用を防ぐ必要があることなどの理由を述べて通信指令室企画主任を命じる旨の辞令を交付した。

(3) 本件配置換の権限について争いがあるので、以下検討する。

ア 被告は、前記のとおり、愛媛県警察職員の人事記録訓令において、人事異動の種別及び内容として、「転任」を「愛媛県の職員としての身分を中断することなく、任命権者を異にする他の機関から異動してきた職員を任命すること」と、「配置換」を「同一任命権者のもとにおいて、職員に勤務場所又は職務の担当の変更を命ずること」と定めるところ、愛媛県警察の職員の任用に関する訓令（甲109）には、所属長が職員の職務を指定する旨の規定があるので、所属長が職務担当の変更としての「配置換」を命ずることができるから、所属長である木下課長が、適法に本件配置換を行った旨主張する。

イ 県警察本部長の任命権限の一部の委任に関する地方公務員法6条2項に照らし、上記の愛媛県警察職員の人事記録訓令や愛媛県警察の職員の任用に関する訓令は、転任である「配置換」についての愛媛県警本部長の任命権限の一部を委任したものと考えることもできるから、被告の上記主張は、背理であるともいえない。

ウ しかし、本件配置換が行われた経緯、殊に本件配置換を行う旨の内示が

当日、欠勤していた木下課長に代わって上甲部長によりなされたこと、通信指令室の人員数が限定されていたことから、新たに係を新設した上で本件配置換がなされたのであるが、新たな係の増設や配置人員は、前記のように愛媛県警本部長の権限であること、などに照らせば、本件配置換が木下課長の権限にのみに基づいて行われたということは到底あり得ないことで、本件配置換について愛媛県警本部長が関与したことを否定することはできない。

(4) そして、配置換は、基本的には、組織構造、それぞれの職の職務内容、職員の個々の状態、能力、適性及び勤務実績等を総合的に勘案して高度に合目的、技術的見地からなされる裁量行為であるというべきである。しかしながら、配置換は特段の理由がない限りは定期異動など特定の時期に行われているのが通常であり、職員も合理的な理由や必要性がなければ勤務場所を変更されたり、職務の担当の変更を命じられることがないということについて合理的な期待を有するというべきであるから、特定の職員に対する嫌がらせや報復のためになされるなどはもちろんのこと、その必要性に関する判断に社会通念上著しく妥当性を欠くところがあるような場合は、違法となるべきである。

ア 本件についてみると、本件配置換は、現職の警察官である原告により行われた愛媛県内の警察内部で裏金作りが行われていたことを内容とする本件記者会見の直後になされたものであり、内部からの造反に対して、いわゆる報復として行われたことが推認されるところ、配置換の理由として、けん銃保管を行ったため不可避な措置として地域課鉄道警察隊から異動させる必要があったというのであるが、けん銃保管を行ったのが自傷他害等不測の事態の発生のおそれを考慮したというもの、そのような不測の事態発生のおそれが長期間にわたり継続するというような事情はうかがわれないことや、様子を見るための短期間、けん銃を携帯せずに地域課鉄道警察

隊で勤務させることも可能であったと考えられること、地域課鉄道警察隊に勤務していても聞き取り調査は十分可能であること、本件記者会見により原告の顔が周知されたとしてもほとぼりが冷めるまでは事務処理をさせることも可能であること、などの諸点を併せ考えると、本件配置換の理由はいずれも上記推認を覆すものとはいえず、社会通念上著しく妥当性を欠くといわざるをえない。

イ これに対し、被告は、通信指令室体制強化の必要性があったことと本件配置換の理由として主張しているが、通信指令室が置かれた経緯に照らせば、仮に被告が主張するように通信指令室体制強化の必要性が認められるとしても、原告を配置換する必要性の理由にはならないというべきである。

ウ 以上によれば、本件配置換は違法である。

4 争点4について

- (1) 原告は、本件勤勉手当の減額は、原告が本件記者会見を行ったことに対する報復としてなされたものであり、違法である旨主張する。
- (2) この点、勤勉手当は、条例などの定めに基づき職員に対し勤務成績に応じて支給するものである。この勤務成績の評定は、評定期間に職員に割り当てられた職務を遂行する上でどの程度の成績をあげたかなどに基づいて判定するものであって、割り当てられた職務、職務経験、職員の能力、勤務実績などを総合的に考慮してなされる専門的な判断であるから、評定権者の広範な裁量権が認められるべきである。もっとも、当該裁量権も全くの自由裁量ではなく、例えば、違法あるいは著しく不合理な上司の職務命令を起因とする勤務実績の低下や積極性の欠如を理由に勤務成績の評定を下げることなど、評定が社会通念に照らして著しく不合理であるような場合は、勤務成績の評定及びこれに伴う勤勉手当の減額は違法となり得るというべきである。

- (3) 前提事実及び上記認定事実によれば、原告は、平成17年2月10日には本件配置換などを違法として本件訴訟を提起し、同月23日には本件配置換

を不当として人事委員会に不服申立てをしており、本件配置換に至る経緯なども考慮すると、本件訴訟を提起していた原告の勤務実績や勤務に対する積極性が多少低下したとしてもこれを不利益に扱うことは妥当ではないというべきであって、原告が、地域課通信通信指令室に異動になってから注意処分等を受けた事実がなく、勤務成績の評定に対して評価の説明を求めて被告から具体的な回答がなかったという事実を併せて考慮すると、原告の成績の評定を下げるることは社会通念上著しく不合理であり、これに伴う本件勤勉手当の減額は違法である。

5 争点5について

上記のとおり、本件説得行為等の一部、本件配置換、本件勤勉手当の減額は違法であり、これらが愛媛県警本部長も関与して行われたこと、原告は愛媛県警に勤務する現職の警察官であることなどにかんがみると、原告の被った精神的苦痛は軽微なものとはいえず、この精神的苦痛を慰謝するためには100万円が相当である。

6 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき民訴法61条を適用して主文のとおり判決する。なお、仮執行宣言については、相当でないからこれを付さないこととする。

松山地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官	高	橋	正
裁判官	和	食	俊
裁判官	和	田	将
			紀